

5. 財政投融資特別会計

(1) 概要

財政投融資特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定の3勘定に区分されています。

これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を行っています。特定国有財産整備勘定は、廃止された特定国有財産整備特別会計における未完了事業の経理を行っています。

具体的な内容は以下のとおりです。

① 財政融資資金勘定は、財政融資資金の運用に関する経理を行っています。

財政融資資金は、財投債や特別会計の積立金等の国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与することを目的として設置されました。

なお、平成13年に、

- ・郵貯・年金の預託義務を廃止し、財投債により市場から能動的な資金調達を行うこととし、厳格な審査により真に必要な事業に貸し付けること
- ・市場原理との調和の観点から資産負債管理（ALM）の進展を図ること

などの抜本的な財政投融資改革が行われ、この際、昭和26年に設置された「資金運用部資金」の名称が現在の「財政融資資金」へと変更されました。

② 投資勘定は、昭和28年に設置された産業投資特別会計を前身としており、産業の開発、貿易の振興を目的とした投資に関する経理を行っています。

③ 特定国有財産整備勘定は、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が平成21年度末で廃止されたことに伴い、同年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられています。なお、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定です。

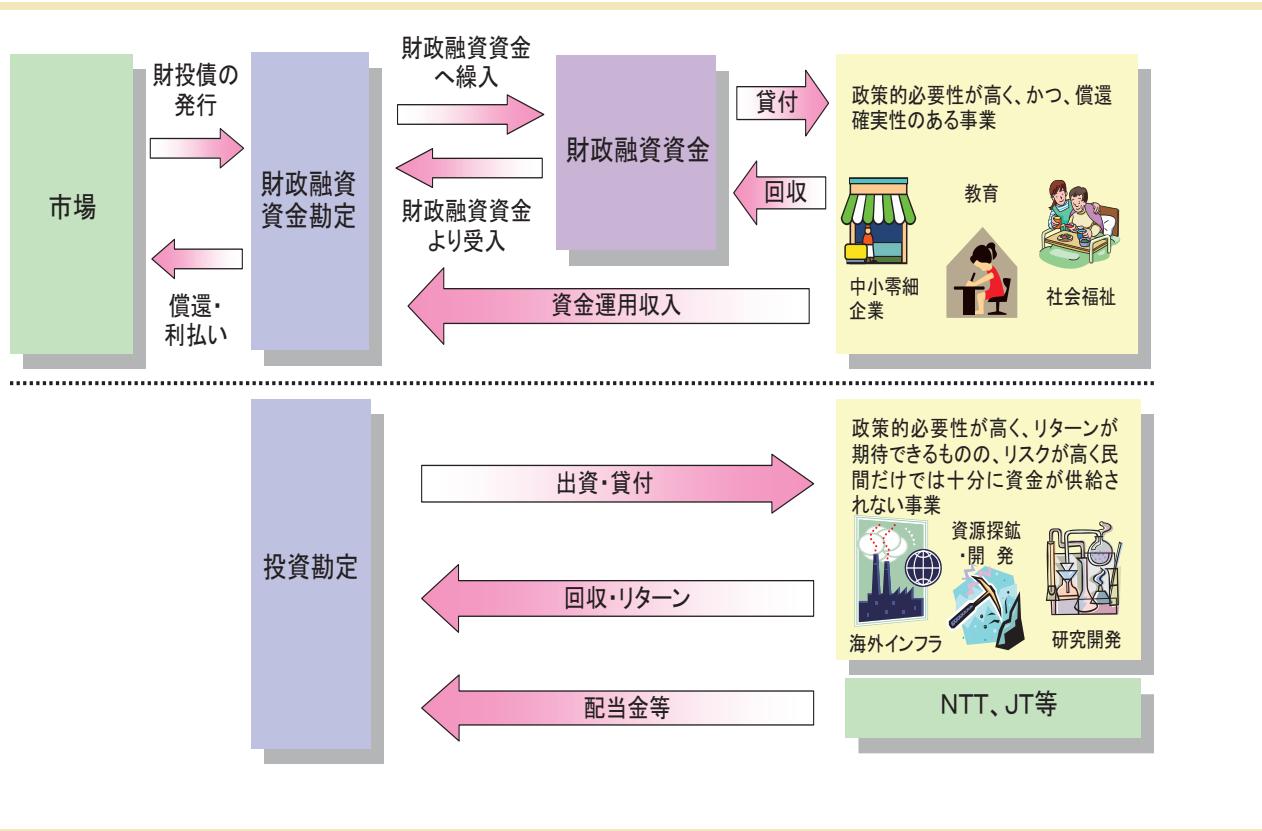
財政投融資特別会計（財政融資資金勘定・投資勘定）の仕組み

財政投融資とは、国の投融資活動であり、その資金供給方法は財政融資、産業投資などに分けられます。

財政融資とは、財投債（国債）の発行により調達された資金などによって構成されている財政融資資金を活用し、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対し、長期・固定・低利で行われる融資です。財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。この財政融資資金の運用に関する経理を財政融資資金勘定で行っています。

産業投資とは、NTT株、JT株の配当金などを原資として行う、産業の開発及び貿易振興のための投資（主として出資）です。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、投資により資金を供給しています。この産業投資に関する経理を投資勘定で行っています。

財政投融資は中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援など、様々な分野において活用され、我が国の国民生活や経済成長に貢献しています。



（2）具体的な事業の内容

財政投融資特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分され、これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 財政融資資金勘定

当勘定では、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債の償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。

財政融資資金は、財投債により資金調達を行い、財投事業を行う機関に対する長期低利の貸付けを通じて、社会資本整備、事業者支援、インフラ海外展開支援、教育、社会福祉関係

等様々な分野で経済社会に貢献しています。

(令和4年度の主な財政融資の内容)

令和4年度は、主に以下の取組を支援。

- ・(株) 日本政策金融公庫（国民・中小向け、危機対応等円滑化）

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている事業者への対応について、足下の実績や今後の感染再拡大の可能性も踏まえた十分な事業規模を確保。また、ポストコロナを見据えた成長力強化等のため、事業承継やデジタル化をはじめ様々な経営課題に取り組む中小企業者等を積極的に支援

- ・(株) 日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化）

個別法に基づき特定事業等を実施しようとする認定事業者に対し、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け（ツーステップ・ローン）を実施

- ・(独) 福祉医療機構

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、引き続き、影響を受けた医療・福祉事業者への資金繰り支援に万全を期すとともに、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略等を推進するため、デジタル投資や保育関連施設の整備に係る融資制度等の優遇措置の拡充を行い、デジタル投資の加速や保育の受け皿整備等に取り組む医療・福祉事業者を積極的に支援

- ・(国研) 科学技術振興機構

世界と伍する研究大学を実現するため、10兆円規模の大学ファンドを創設。その運用益を活用し、大学の将来の研究基盤へ長期・安定的投資を行うとともに、大学改革（ガバナンス改革、外部資金確保の強化等）を完遂し、我が国の研究大学における研究力を抜本的に強化

- ・(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）等に基づき、財政融資資金を活用して暫定2車線区間の計画的な4車線化を実施

- ・(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（地域公共交通等勘定）

成長戦略フォローアップ等を踏まえ、国際競争力強化の観点から、アクセス利便性の更なる向上等を図るため、長期・固定・低利の財政投融資を活用することにより、主要な都市鉄道ネットワークを早期に整備

- ・自動車安全特別会計（空港整備勘定）

新型コロナウイルス感染症の影響により、空港使用料や航空機燃料税等の歳入が減少する中、国内外の交流や国民生活、経済活動を支える航空ネットワークの維持・回復のため、またポストコロナも見据えた空港の機能強化や防災対策等を進めるため、現下の低金利環境を活かし、引き続き財政投融資を活用し、空港インフラ整備等を実施

- ・全国土地改良事業団体連合会

近年の自然災害の多発、グリーン化の潮流、農村人口の減少等に対応するため、小規模な防災重点農業用ため池、用排水路、ポンプ等の土地改良施設に係る防災・減災、省エネ化・再エネ利用、省力化に資する必要な整備を加速して実施できるよう、低利の財政融資を活用し、団体営土地改良事業を強力に支援

- ・地方公共団体

地方債計画に基づき、住民生活に密着した社会資本整備や、災害復旧等の国が責任をもって対応する分野を中心に、地方公共団体へ財政融資資金を供給

② 投資勘定

当勘定では、投資先からのリターンを再投資に回す仕組みの下、(株)国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出を主な歳出としています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金等を供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

(令和4年度の主な産業投資の内容)

令和4年度は、主に以下の取組を支援。

- (株)国際協力銀行

我が国産業の国際競争力強化の観点等から、諸外国における脱炭素社会の実現に向けた取組や国際的なサプライチェーンの強靭化・再構築の取組、ポストコロナを見据えた新たな海外事業展開等を支援

- (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構

カーボンニュートラルへの円滑な移行の推進や経済安全保障の確保の観点から、我が国企業による天然ガスや金属鉱物資源の安定的な供給等を促進

- (株)日本政策投資銀行

特定投資業務において、企業の競争力強化や地域活性化の実現に向けたリスクマネーを供給

- (株)海外交通・都市開発事業支援機構

日本企業とともに海外交通・都市開発事業を行う現地事業体への出資等

- (株)海外通信・放送・郵便事業支援機構

海外において電気通信事業、放送事業もしくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対する資金の供給等

上記の財政融資と産業投資については、政府保証とともに、その予定額を財投機関ごとに取りまとめた財政投融資計画を、毎年の通常国会において、特別会計予算の添付資料として国会に提出しています。

(注)財政投融資計画には、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（長期運用法）」（昭48法7）第5条に基づき、財政融資のうち期間5年以上のもの、産業投資のうち出資及び期間5年以上の貸付け、政府保証のうち期間5年以上のものを計上しています。

(参考) 特定国有財産整備勘定

当勘定では、いわゆるスクラップ・アンド・ビルトの考え方に基づき、当初整備費を借入金等で賄い、施設完成後、この事業の実施に伴い不用となった財産の処分により借入金等を償還しています。完成後の施設は、一般会計に無償で引き渡すこととされています。

特定国有財産整備特別会計が平成21年度末をもって廃止されたことに伴い、平成21年度までに策定されていた事業で未完了であった185事業について、経過的に当勘定にて経理を行っており、令和3年度末における未完了の事業は11事業となっています。

なお、平成22年度以降に新規で計画策定した事業については、一般会計にて経理を行っています。



財投特会の財務の健全性確保

○ 資産負債管理（ALM）

財政融資資金においては、資金の運用（貸付けなど）と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスクが存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

○ 金利変動準備金

財政投融資改革後のALMによって、財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、貸付けの大半が均等償還型のキャッシュフローであるのに対し、財投債が限られた年限での満期一括償還型のキャッシュフローであることなどから、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。

そこで、財政投融資特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、利益が発生した場合には金利変動準備金を積み立て、将来生じうる損失に備えることとしています。

(3) 特別会計の現状

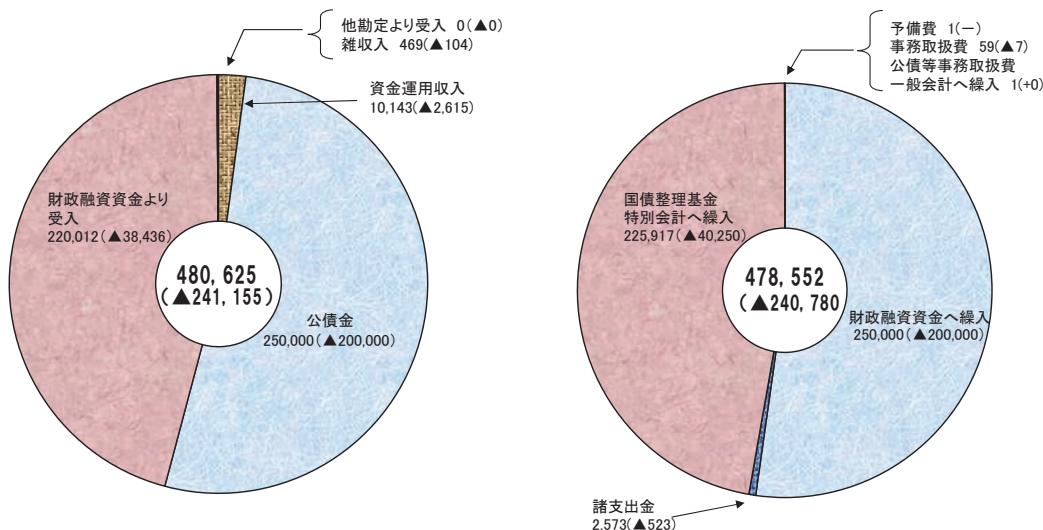
① 歳入歳出予算（令和4年度当初予算）

① 財政融資資金勘定

(単位：億円)

【歳入】

【歳出】



(注1) 地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補填に充てるため、34百万円を投資勘定から受け入れることとしています。

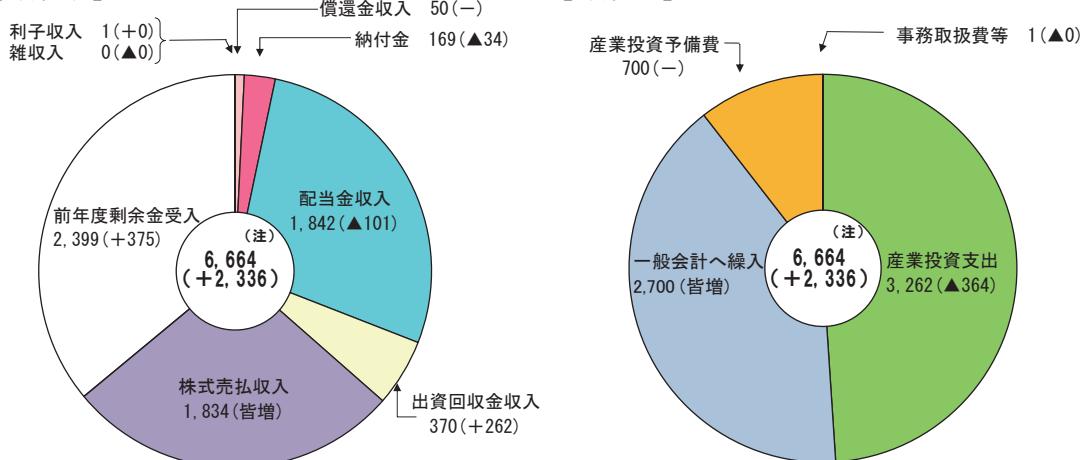
(注2) 歳入歳出差額が2,073億円ありますが、これは貸付債権の利子収入等から財投債の利払い等を差し引いたものです（損益計算上の利益に相当）。この歳入歳出差額は、決算上の剰余金として、法律上、積立金として積み立てることとしています。

② 投資勘定

(単位：億円)

【歳入】

【歳出】

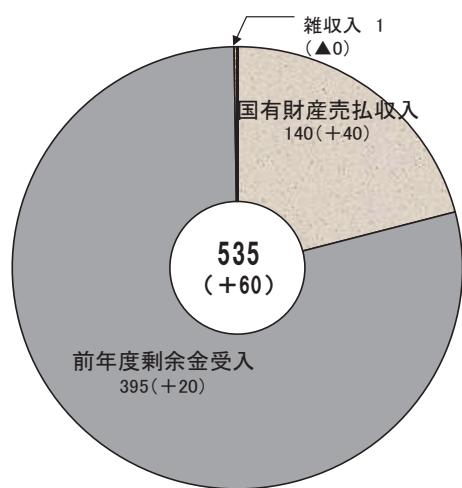


(注) 地方公共団体金融機関の納付金（500億円）は、森林環境譲与税の譲与財源に充てるため500億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるため34百万円を同勘定へ繰り入れることとしているため、上記の歳入・歳出に含んでいません。

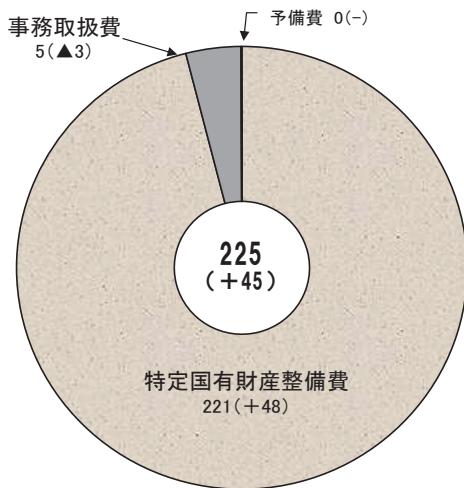
なお、これを含む歳入・歳出の総額はそれぞれ7,164億円です。

(3) 特定国有財産整備勘定

【歳入】



【歳出】



(単位：億円)

(注) 嶸入歳出差額が、310億円ありますが、これは、特定国有財産整備計画の実施により不用となる跡地等の売 払収入等（歳入）が新施設の整備費等（歳出）を上回る見込みであることによるものです。

この歳入歳出差額は、「前年度剩余金受入」として翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度の歳出に充てることとし ています。

○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
財政融資資金勘定	480,625 (▲241,155)	478,552 (▲240,780)	251,322 (▲200,487)
投資勘定	7,164 (+436)	7,164 (+436)	3,963 (▲364)
特定国有財産整備勘定	535 (+60)	225 (+45)	225 (+45)
特別会計合計	488,324 (▲240,659)	485,941 (▲240,299)	255,511 (▲200,806)

○財政融資資金勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
資金運用収入	10,143 (▲2,615)	財政融資資金の運用による利子の収入見込額（過去の比 較的高い金利の長期貸付金残高の減少に伴う減）
公債金	250,000 (▲200,000)	財政融資資金の貸付財源に充てるため発行する財投債の 収入見込額
財政融資資金より受入	220,012 (▲38,436)	財投債の償還財源の財政融資資金からの受入見込額（償 還期限を迎える財投債の減少に伴う減）
他勘定より受入	0 (▲0)	特別会計法附則第12条の4 第1項の規定による投資勘 定からの受入見込額
雑収入	469 (▲104)	公債に係る経過利子の受入見込額等
合計	480,625 (▲241,155)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
財政融資資金へ繰入	250,000 (▲200,000)	公債金の発行収入金の財政融資資金への繰入れ
事務取扱費	59 (▲7)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
諸支出金	2,573 (▲523)	他の特別会計の積立金等の預託金に対する利子の支払等
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	1 (+0)	公債（財投債）等の発行及び償還に必要な事務取扱費の支払財源に充てるための一般会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	225,917 (▲40,250)	公債（財投債）の償還金及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ（償還期限を迎える財投債の減少等に伴う減）
予備費	1 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	478,552 (▲240,780)	

○投資勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
償還金収入	50 (-)	貸付金の回収見込額
利子収入	1 (+0)	貸付金の利子収入見込額等
納付金	669 (▲1,934)	（株）国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等から納付される納付金の受入見込額
配当金収入	1,842 (▲101)	政府出資金に対する配当金の収入見込額
出資回収金収入	370 (+262)	「独立行政法人通則法」(平11法103) 第46条の2第1項等の規定による出資回収金の受入見込額
株式売払収入	1,834 (皆増)	日本電信電話株式（政府保有義務超過分）の売払収入見込額（令和4年度において、政府保有義務超過分9,293万株の売却を予定していることに伴う増）
雑収入	0 (▲0)	国有財産の売払い等による収入見込額
前年度剰余金受入	2,399 (+375)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	7,164 (+436)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
産業投資支出	3,262 (▲364)	産業の開発及び貿易の振興のために行う投資
事務取扱費等	1 (▲0)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	0 (▲0)	特別会計法附則第12条の4第1項の規定による財政融資資金勘定への繰入れ
一般会計へ繰入	2,700 (皆増)	特別会計法第57条第5項の規定による一般会計への繰入れ
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	500 (▲1,900)	特別会計法の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ
産業投資予備費	700 (一)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	7,164 (+436)	

○特定国有財産整備勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
国有財産売払収入	140 (+40)	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法115) 第5条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の処分収入見込額（大口の処分財産が増加したことによる増）
雑収入	1 (▲0)	特定の国有財産の一時使用料等の収入見込額等
前年度剰余金受入	395 (+20)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	535 (+60)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
特定国有財産整備費	221 (+48)	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法115) 第5条の規定による特定の国有財産の整備（整備事業の進捗に伴う増）
事務取扱費	5 (▲3)	事務取扱いに必要な事務費等 特定国有財産の取得及び処分に必要な手数料等
予備費	0 (一)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	225 (+45)	

② 剰余金

令和3年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
財政融資資金勘定	350,524	351,013	▲489	—	▲489	—
投資勘定	7,253	2,290	4,963	4,963	—	—
特定国有財産整備勘定	825	155	670	670	—	—
特別会計合計	358,603	353,459	5,143	5,633	▲489	—

令和3年度決算における剰余金は、財政投融資特別会計全体で5,143億円です。

<財政融資資金勘定>

財政融資資金勘定の令和3年度決算において不足が489億円生じます。

(不足が生じた理由)

財投改革後の平成13年度から平成18年度にかけて、資産よりも負債が短いデュレーション・ギャップを解消するため、20年の財投債を積極的に発行したことから、その金利負担（利率2%前後）の影響を大きく受けていると考えられます。

(不足金の処理の方法)

特別会計法第58条第2項の規定により、積立金から補足することとしました。

<投資勘定>

投資勘定の令和3年度決算における剰余金は、4,963億円です。

(剰余金が生じた理由)

前年度剰余金受入などの歳入が予定を上回ったことや、産業投資支出が予定を下回ったことなどによるものです。

その詳細は、産業投資支出の不用額（1,776億円）、前年度剰余金受入の増（1,893億円）、配当金収入の増（470億円）、納付金の増（137億円）などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

<特定国有財産整備勘定>

特定国有財産整備勘定の令和3年度決算における剰余金は、670億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳出において特定国有財産整備費を要することが少なかったこと（4億円）等によるものです。

なお、特定国有財産整備計画は、新施設整備により不用となる跡地の売払収入をもって新施設を取得することを目的とするものですが、当該計画は複数年度にわたるものであることから、その収支は必ずしも同一年度において均衡するものではありません。各年度予算においては、その収支に不足が見込まれる場合、これを借入金等により補い、また、超過が見込まれる場合には、剰余金として翌年度以降の歳出に充てることとしています。

(剰余金の処理の方法)

将来のPFI割賦金の支払いなどに充てるため、特別会計法附則第67条第3項において読み替えられた特別会計法第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

③ 積立金等

金利変動準備金（財政融資資金勘定）

① 金利変動準備金の残高

(単位：億円)

令和4年度末（予定） (令和4年度予算)	令和3年度末 (令和3年度決算処理後)	令和2年度末 (令和2年度決算処理後)
13,643	12,879	13,184

（注）特別会計法第58条第1項の規定により積み立てられた積立金の残高は、令和2年度末では11,971億円、令和3年度末では11,481億円、令和4年度末（予定）では11,904億円です。なお、積立金は、現金主義に基づく金額であり、金利変動準備金は、企業会計原則に準拠した発生主義に基づく金額です。

② 金利変動準備金の目的

毎会計年度の損益計算上に利益が生じた場合、金利変動準備金として積み立て、将来の金利変動による損失に備えることとされています。

③ 金利変動準備金の上限

金利変動準備金の準備率の上限は、将来大幅な金利変動が生じたとしても財務の健全性を保つことができる水準として設定されています。

その具体的な水準は、平成19年度で郵便貯金及び年金に対する預託金の払戻しがほぼ終了し、金利変動リスクが相当程度減少したこと等を勘案し、財政制度等審議会財政投融資分科会における意見を踏まえて検討した結果、平成20年度より、従前の総資産の100／1000から総資産の50／1000に引き下げています。

この準備率の上限を超える部分については、原則として、国債残高の圧縮のために国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。しかし、平成18年度以降は、厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として、一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れを行い、さらに平成24年度から平成27年度にかけて、復興債の償還財源として、国債整理基金特別会計へ繰り入れています（P74参照）。

（参考）

投資勘定において、投資財源の不足を補足するための原資を確保する趣旨から、昭和31年度に投資財源資金が設置されていますが、平成21年度末以降残高はない状況となっています。



財政投融資特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ

○ 一般会計などへの繰入れ

現行の特別会計法では、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の金利変動準備金の準備率の上限（現行：総資産の50/1000）を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができますとされています。これは、財政投融資特別会計がストックである積立金を繰入れ対象としたことから、過去のストックである負債の圧縮に充てるため、国債償還財源として国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとしたものです。

国債整理基金特別会計への繰入れ規定のなかった平成18年度には、厳しい財政事情に鑑み、臨時の・特例的な措置として、特例法により、12兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。加えて、平成20年度に4兆1,580億円、平成21年度に7兆3,350億円、平成22年度に4兆7,541億円、平成23年度に1兆588億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成23年度の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対応に活用されました。

また、平成20年度には、金利変動準備金の準備率の上限の引下げ（100/1000→50/1000）に伴い、特別会計法の規定により、7兆1,600億円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。

○ 復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平23法117。以下「復興財源確保法」といいます。）の規定により、平成24年度から平成27年度までの間、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として、国債整理基金特別会計へ繰入れできることとされ、平成24年度に9,967億円、平成25年度に6,967億円、平成27年度に5,500億円を繰り入れました。

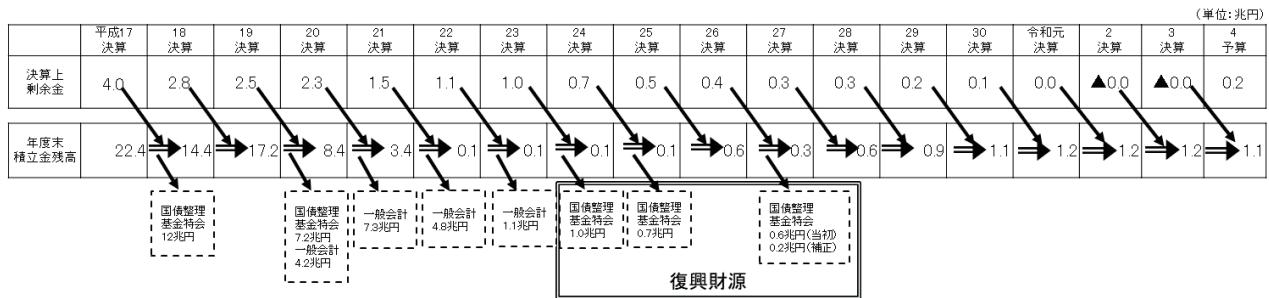
また、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成27年6月30日閣議決定）を受け、平成27年度に財政融資資金勘定から2,000億円、平成28年度に投資勘定から2,783億円、平成29年度に投資勘定から554億円、平成30年度に投資勘定から634億円の総額5,971億円を一般会計と国債整理基金特別会計に繰り入れました。

■平成27年6月30日の閣議決定に基づく財政投融資特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	H27～H30 合計
2,000 億円 (融資勘定)	2,783 億円 (投資勘定)	554 億円 (投資勘定)	634 億円 (投資勘定)	5,971 億円

（注）単位未満は四捨五入。

- 一般会計などへの繰入れと財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）の財務の健全性
このように、平成18年度以降、積立金を臨時の・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が著しく低下しています。また令和3年度歳入歳出決算上は489億円の不足があり、積立金から同額を取り崩している状況です。
したがって、今後、財政投融資特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて、十分留意する必要があります。



(注1) 令和4年度については当初予算上の見込みであり、決算上剰余金ではない点に留意。

(注2) 各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

④ 資産及び負債（令和2年度特別会計財務書類）

財政投融資特別会計財政融資資金勘定貸借対照表

(単位：億円、単位未満切捨)

《元年度》	《2年度》	< 資 産 の 部 >		< 負 債 の 部 >		《2年度》	《元年度》
52,589	185,197		現 金 ・ 預 金	未 払 金		0	0
853	762		未 収 収 益	未 払 費 用		1,356	1,381
1,179,969	1,304,493	貸 付 金		預 り 金		14	14
0	0			賞 与 引 当 金		2	2
20	28			公 債		1,188,546	911,880
1,233,433	1,490,482		有 形 固 定 資 産	預 託 金		287,348	306,953
			無 形 固 定 資 産	退 職 給 付 引 当 金		27	29
			資 产 合 計	他 会 計 繰 戻 未 溝 金		4	4
				そ の 他 の 債 務 等		—	2
				負 債 合 計		1,477,299	1,220,268
				資 产 ・ 負 債 差 額		13,182	13,164
				負 債 及 び 賀 产 ・ 負 債 差 額 合 計		1,490,482	1,233,433

主な資産は、政策金融機関、独立行政法人、地方公共団体や他の特別会計などへ貸し付けている「貸付金」です。

主な負債は、貸付金の財源となる「公債」（財投債）や他の特別会計などからの「預託金」です。

資産・負債差額は、金利変動準備金に本年度利益を加えた額（決算処理後の金利変動準備金）に相当します。

財政投融資特別会計投資勘定貸借対照表

(単位：億円、単位未満切捨)

《元年度》《2年度》<資産の部>

5,536	3,917	現金・預金
(2)	(2)	うち政府預金
(5,534)	(3,915)	うち財投預託金
0	0	たな卸資産
0	0	未収収益
734	715	貸付金
0	0	無形固定資産
		出資金
135,769	144,577	
142,040	149,210	資産合計

<負債の部>《2年度》《元年度》

未払金	0	0
賞与引当金	0	0
退職給付引当金	0	0
負債合計	0	0
資産・負債差額	149,209	142,040
負債及び資産・負債差額合計	149,210	142,040

主な資産は、NTT や（株）日本政策投資銀行などへの出資金です。

当勘定においては、借入金などの資金調達を行わずに、（株）国際協力銀行の国庫納付金や NTT 株、JT 株等の配当金などを原資として産業投資（出資及び貸付け）に充てることとしているため、負債はわずかしか存在しないことから、「資産」 ≈ 「資産・負債差額」となっています。

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定貸借対照表

(単位：億円、単位未満切捨)

<元年度><2年度> <資産の部>		<負債の部><2年度><元年度>	
439	476	現金・預金	
613	637	たな卸資産	未払金 259
118	166	仕掛品	その他の債務等 74
494	470	販売用不動産	一般会計からの受入不動産見返り 74
			負債合計 334
1,950	1,956	その他の債権等	
1,950	1,956	一般会計からの未引受不動産	資産・負債差額 2,735
0	0	有形固定資産	負債及び資産・負債差額合計 2,580
3,003	3,070	資産合計	3,070
			3,003

主な資産は旧施設であり、新施設整備終了後一般会計から引き継がれた「販売用不動産」が470億円、引き継ぎ未済の「一般会計からの未引受不動産」が1,956億円となっています。

主な負債は、PFI事業により整備した新施設の整備費の未払額である「未払金」です。この「未払金」には、契約済の「国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額」848億円（令和2年度末）のうち完成済PFI事案に係るもののみが計上されています。

資産・負債差額は、旧施設の売払いに際して売払収入がたな卸資産価格（台帳価格）を上回ったことや、上記のとおり「未払金」が施設完成後まで計上されないこと等により発生したもので、このため、2年度末時点では資産が負債を上回る結果となっています。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融資についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、「財政投融資の透明性の向上について-実施プラン-」(平成22年4月)に基づきPDCAの各段階において、よりわかりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進しています。



財政投融資特別会計についての問い合わせ先

(財政融資資金勘定)

財務省理財局財政投融資総括課 電話番号 03-3581-4111 (内線5241)

(投資勘定)

財務省理財局財政投融資総括課 電話番号 03-3581-4111 (内線2587)

(特定国有財産整備勘定)

財務省理財局国有財産調整課 電話番号 03-3581-4111 (内線5598)